

2023年8月版

トラブル発生後に入る弁護士保険（立替対応タイプ）

（正式名称：期間内未終結Ⅱ型特約付権利保護費用補償保険）

＜重要事項説明書（契約概要・注意喚起情報）＞

この書面では、トラブル発生後に入る弁護士保険（立替対応タイプ）に関する重要事項（「契約概要」、「注意喚起情報」等）についてご説明しています。ご契約前に必ずお読みいただき、内容をご確認・ご理解のうえ、お申込みいただきますようお願いします。保険契約者と被保険者が異なる場合には、この書面に記載の事項を、被保険者の方に必ずご説明ください。なお、この書面は、ご契約に関するすべての内容を記載したものではありません。詳細については、「普通保険約款」・「特約」（以下、「約款」といいます）にてご確認ください。

＜契約締結前におけるご確認事項＞

1. 保険商品の仕組み

● トラブル発生後に入る弁護士保険（立替対応タイプ）の概要

契約概要

トラブル発生後に入る弁護士保険（立替対応タイプ）は、交通事故、離婚・男女関係、労働など、弁護士による支援が必要となる法的なトラブルにあってしまった人のための保険です。

トラブルにあってしまった人が、ご自身の権利を主張し、その権利を護るために弁護士費用や裁判費用など様々な費用がかかります。しかしながら、その費用をかけたとしても、「ご自身の権利がどの程度認められるか」、また、一定の権利が認められたとしても、「相手方からどの程度の資金を回収できるか」、正確に予測することは難しいものです。結果として、費用を支出したにも関わらず、期待した結果が得られないこともあります。この保険は、費用を支出したにも関わらず、期待した権利の全部または一部が実現できず、要した費用が無駄払い（※）となってしまう事実が発生した場合に、その損害を補償する保険です。

（※）“無駄払い”とは、「認められた権利もしくは回収できた金額」が、「支出した費用」に満たない状況（いわゆる“赤字”となる状況）を言います。

● 自動付帯特約及びその概要

契約概要

名称 期間内未終結時特約（立替対応タイプ）（正式名称：期間内未終結Ⅱ型特約）

内容 期間内未終結時特約

- 保険期間（2年間）の内に、「和解・判決に至らない」、「判決等で権利が認められたものの、相手から支払いが終わっていない」など、保険期間（2年間）でトラブルが未終結となってしまった場合に、保険期間終了日時点の損害を補償する特約です。

立替対応タイプ

- 弁護士費用やこの保険の保険料など権利を主張するために必要な費用を金融機関等から立替・融資を受けたことに伴い発生する「立替手数料」、「借入れ利息」等を費用対象とする特約のタイプ（※）です。

（※）金融機関等との信用購入あっせん契約または金銭消費貸借契約の締結が必要となります。

この保険は期間内未終結時特約（立替対応タイプ）を自動付帯しています。これにより、保険期間（2年間）でトラブルが未終結となってしまった場合も補償対象となり、弁護士費用、この保険の保険料に加え、「立替手数料」、「借入れ利息」等も費用対象として、無駄払いとなってしまう事実が発生した場合に、その損害を補償します。

なお、お支払いできる保険金には限度があります。損害が発生した場合にこの保険を通じてお支払いできる保険金の総額は、「保険金額」と「保険期間内に発生した権利保護に要した費用」のいずれか少ない額から、「相手方から回収できた金額」を差し引いた額となります。（※）詳しくは約款をご確認ください。

●主な加入条件

契約概要

加入できる条件	加入できない場合
既に委任する弁護士が決定しており、かつ、当該弁護士に法律相談を実施済みの場合	委任を予定している弁護士はいるがまだ法律相談をしていない、または、委任を予定している弁護士がない場合
経済的利益（※1）が100万円以上の場合	経済的利益（※1）が100万円未満の場合

（※1）経済的利益とは、弁護士に依頼することにより獲得、回復等しようとする金銭の合計額をいいます（相手方に請求する金額となります）。

2.具体的な補償内容

●補償の対象となるトラブル

契約概要

この保険の対象となるトラブルについて、基本的な考え方は以下となります。

請求する側（原告側）

相手方に金銭請求を行うもの

※請求された側（被告側）は対象外となります。

※経済的利益 100万円以上のトラブルが対象となります。

※例えば「離婚」については、「慰謝料」を請求する場合など、金銭請求を伴う場合には対象となります。

具体的に対象となるトラブルは、相手方に100万円以上を請求する以下のようないくつかのトラブルとなります。

交通事故・離婚・男女間トラブル・労働・相続・損害賠償請求・企業間取引等のトラブル など

●補償の対象となる費用

契約概要

この保険で補償の対象となる費用は以下の費用（権利保護費用）となります。

弁護士費用（着手金、報酬金、日当など）・裁判費用などの費用（裁判手数料、収入印紙代など）

この保険の保険料・立替手数料・利息

※以下のような費用は補償の対象外となりますのでご注意ください。

委任弁護士以外への法律相談料、顧問料、ご自身の交通費、裁判所への予納金 など

●各保険金の種類、保険事故および支払保険金について

契約概要

注意喚起情報

この保険における保険金の種類、保険事故および支払保険金は以下となります。

名称	保険事故および支払保険金
権利確定時保険金 (正式名称：確保損害保険金)	経済的利益の全額が認められなかった場合に、その時点での権利保護費用の合計額と保険金額のいざれか小さい額」から、「和解（示談）・判決等で認められた権利（経済的利益（確保））」を差引いた額を補償します。
回収終結時保険金 (正式名称：回収損害保険金)	<p>和解（示談）、判決等にもとづく権利（債権）について、これ以上の回収が極めて困難と判断できる事由（※）が発生した場合に、その時点での損害を補償します。具体的な損害の算定方法は以下となります。</p> <p>1. 権利確定時保険金によっててん補された損害がない場合 「要した費用の合計額」と「保険金額」のいざれか小さい額」から「回収できた金額（経済的利益（回収））を差引いた額を補償します。</p> <p>2 権利確定時保険金によっててん補された損害がある場合 「要した費用の合計額」と「保険金額」のいざれか小さい額」から「回収できた金額（経済的利益（回収））を差引き、そこから権利確定時保険金を差引いた額を補償します。</p> <p>（※）これ以上の回収が極めて困難と判断できる事由とは次の事実をいいます。</p> <ul style="list-style-type: none"> ア 支払方法が一括払のみで支払いを受ける場合において、認定日（支払期日があるものは支払期日）から起算して3か月経過した事実または認定日（支払期日があるものは支払期日）から起算して3か月以内に支払いが完了した事実 イ 支払方法が分割払のみで支払いを受ける場合において、いざれかの支払いが支払期日から起算して3か月以内に完了しなかった事実または最後の支払期日から起算して3か月以内に最後の支払いが完了した事実 ウ 支払方法が一括払と分割払の両方での支払いを受ける場合においては、ア、イのいざれもの事実が発生した事実
未終結時保険金（立替対応タイプ） (正式名称：期間内未終結時権利保護Ⅱ型保険金)	保険期間中に、上記、回収終結時保険金の保険事故が発生しなかった事実が発生した場合に、保険期間終了日時点での損害を補償します。具体的な損害の算定方法は以下となります。

1. 権利確定時保険金の支払いがない場合
 保険期間終了日時点における「要した費用の合計額」と「保険金額」のいざれか小さい額」から「回収できた金額（経済的利益（回収））を差引いた額を補償します。
2. 権利確定時保険金の支払いがある場合
 保険期間終了日時点における「要した費用の合計額」と「保険金額」のいざれか小さい額」から「回収できた金額（経済的利益（回収））を差引き、当該差引いた額から権利確定時保険金を差引いた額。

●保険金をお支払いできない主な場合

契約概要

注意喚起情報

- ・弁護士に事件の事務処理を委任した時点において債権の存在に係る法律上の争いのない事件
- ・経済的利益（回収）以外のことを主な目的として事務処理を委任した事件
- ・裁判所手続き、裁判外紛争処理手続き、オンライン紛争解決手続き、その他弁護士または司法書士に事件の事務処理の委任を行ったにもかかわらず経済的利益（回収）にいたらなかった事件
- ・対象事件受任弁護士がいない場合
- ・保険契約の趣旨に鑑みて濫用性が高いと当社が判断する次に掲げる行為
 - ①権利行使によって何ら利益がもたらされないにもかかわらず、単に相手方を害する目的でなされる行為
 - ②権利行使によって得る利益と比較して相手方の受ける不利益が明らかに大きい行為
 - ③実現不可能な行為を要求する行為など、正当な権利行使の範囲を逸脱した行為
 - ④その他、①から③と同程度に濫用性が高いと考えられる行為

各保険金の保険事故が保険期間中（未終結時保険金（立替対応タイプ）については保険期間終了日）に発生していない場合について

保険金	保険事故が発生していない場合の例
権利確定時保険金	<ul style="list-style-type: none"> ・請求した経済的利益の全額が認められた場合 ・対象事件受任弁護士により、請求した経済的利益の全額が認められないという判断がなされていない場合
回収終結時保険金	和解（示談）、判決等にもとづく権利（債権）が確定していない場合
未終結時保険金（立替対応タイプ）	<p>回収終結時保険金の保険事故が発生した場合（※）</p> <p>（※）回収終結時保険金の保険事故が発生した場合は保険期間終了日をむかえることなく保険契約が終了するため、未終結時保険金（立替対応タイプ）の保険事故は発生しません。</p>

なお、保険事故が発生していない場合に加え、保険事故が発生したとしても損害（回収額から費用額を差し引いたときにマイナスになる状態（※））が発生していない場合は、保険金の支払い対象とはなりません。（※）詳しくは約款をご確認ください。

＜事例 保険金額と支払保険金の関係＞

以下の場合における保険金額と支払保険金の算定は以下となります。

- ・経済的利益 : 300万円
(相手方への請求額)
- ・保険金額 : 100万円 “要した費用”と“保険金額”的にそれから小さい額
- ・要した費用 : 80万円 80万円 < 100万円 → 80万円（損害（赤字）算定における費用となります）

発生した事象	保険事故	保険金
法的な権利が確定しないまま、争いの途中で保険期間（2年間）が終了	未終結時保険金（立替対応タイプ）の保険事故が発生	未終結時保険金（立替対応タイプ） : 80万円 (=要した費用 : 80万円 - 回収金額 : 0円)
・和解で200万円の権利が	・権利確定時保険金	・権利確定時保険金 : 0円

認められる ・回収の途中で保険契約が終了（保険期間終了時点の回収金額：50万円）	・未終結時保険金（立替対応タイプ）の保険事故が発生	(要した費用：80万円＜権利：200万円のため) ・未終結時保険金（立替対応タイプ）：30万円 (=要した費用：80万円－回収金額：50万円)
・和解で50万円の権利が認められる ・期日から3ヶ月経過しても相手方からの支払いがない	・権利確定時保険金 ・回収終結時保険金の保険事故が発生	・権利確定時保険金：30万円 (=要した費用：80万円－権利：50万円) ・回収終結時保険金：50万円 (=要した費用：80万円－回収金額：0円－権利確定時保険金：30万円)
保険金の支払いがない場合		
・要した費用：80万円－回収金額：90万円の場合 “要した費用（80万円）”と“保険金額（100万円）”のいずれか小さい額は80万円 回収金額90万円は80万円より大きいので保険金の支払いはありません。		
・要した費用：120万円－回収金額：110万円の場合 “要した費用（120万円）”と“保険金額（100万円）”のいずれか小さい額は100万円 回収金額110万円は100万円より大きいので保険金の支払いはありません。		

3.補償プランの保険金額および保険料

契約概要

注意喚起情報

保険金額によって保険料が決定する仕組みです。保険金額は経済的利益をもとに当社が算定します。

保険金額と保険料の例は以下のとおりとなります。

保険金額	保険料
50万円	119,000円
60万円	134,000円
70万円	157,000円
90万円	195,000円
100万円	219,000円
110万円	239,000円
...	...
150万円	327,000円
...	...

4.保険契約者と被保険者

契約概要

●保険契約者および被保険者

保険契約者および被保険者の人数はそれぞれ1人（※）とし、次の要件を満たす、個人、個人事業主または法人とします。（※）法人の場合は1法人となります。

- ・個人
– 日本国に居住しており、かつ、保険始期日において日本国内に居住していることが見込まれる者であること

- 保険契約者は成人であること
- ・個人事業主 - 事務所の所在地が日本国内にあるものであること
- ・法人 - 日本法に準拠して設立した法人であること
- 事務所の所在地が日本国内にあるものであること

5.保険期間と責任開始日

契約概要

注意喚起情報

●保険期間

この保険の保険期間は2年間です。保険契約の更新制度はありません。

●責任開始日（保険始期日）

注意喚起情報

この保険は、弁護士を通じてご自身の権利を主張していただく必要がありますが、保険申込みをした後、「弁護士へ委任ができなくなった」等の状況の変化も考えられることから、“保険契約の成立日”、“保険料の支払い期日”、“責任開始日”を以下のように設定しております。

ステップ① 保険申込み～保険契約成立まで

お申込み内容を当社が審査（※）、引受可能な場合には、承諾のご連絡をいたします。当社が承諾した日が保険契約の成立日となり、成立日から起算して60日目の日を、自動的に責任開始日（保険始期日）として設定いたします。

ステップ② 保険料のお支払い

金融機関から保険料が立て替えられた日（※）が新しい責任開始日（保険始期日）となります。保険期間は、新しい責任開始日から2年間に変更になります。

（※）詳しくは約款をご確認ください。

●保険料の支払い期日

契約概要

この保険は、保険のお申込み時点では、保険料のお支払いは不要であり、当社が保険の引受を承諾した後、金融機関を通じて保険料をお支払いいただきます。

●保険料の払込み方法

契約概要

保険料の払回数は一時払（1回）のみとなります。また、保険料の払込経路は、当社の指定した金融機関を通じたお支払いとなります。

●保険料の払込猶予期間

注意喚起情報

この保険は、保険料の払込猶予期間はありません。

●補償の重複

注意喚起情報

この保険では、無駄払いとなった費用（赤字）を補償するものですが、弁護士費用を補償する保険や特約（弁護士費用保険や自動車保険の弁護士費用特約など）と補償が重複する場合があります。既に、いずれかの保険で補償を受けてい

た場合には、いずれか一方の保険からは保険金が支払われない場合（※）があります。補償内容の差異や保険金額をご確認いただいたうえで、ご契約ください。（※）詳しくは約款をご確認ください。

＜契約締結時におけるご注意事項＞

1.代理店による募集行為

注意喚起情報

当保険の代理店は、契約締結の媒介（仲介）のみを行います。代理店には、契約の締結権、告知の受領権および保険料の領収権はありません。

2.告知義務

注意喚起情報

- ・保険契約者または被保険者は、保険契約お申込みの際、当社が告知を求めた事項について、正確に事実を告げなければなりません。
- ・保険契約者または被保険者が、当社が告知を求めた事項について、故意または重大な過失によって事実を告げなかつた場合または事実と異なることを告げた場合には、当社は、保険契約者に対する書面による通知をもって、この保険契約を解除することができます。

3.クーリング・オフ

注意喚起情報

クーリングオフとは、保険契約の成立後であっても、ご契約の撤回またはご契約の解除ができる制度のことをいいます。

・クーリング・オフができる場合

当社からの「保険料及び保険料の支払期間」の通知を受領した日（※）から、その日を含めて8日以内（郵送の場合は消印有効）であれば、書面または電磁的方法により契約の申込みの撤回または契約の解除をすることができます。なお、ご契約の撤回またはご契約の解除の効力は、書面による場合は当該書面を発した時、電子メール等の電磁的方法による場合は当該記録媒体を発送した時に生じるものとします。

・クーリングオフの通知方法

上記期間内に、次の①～④を当社にご通知ください。

①ご契約をクーリングオフされる旨のお申し出 ②保険契約申込者の住所・氏名・連絡先電話番号 ③ご契約の成立日 ④保険契約確認証番号（または証券番号）

通知の方法別の宛先は以下となります。

＜書面によるご通知の場合＞

上記①～④を記載した書面に押印のうえ、以下、お客様相談窓口の宛先に、郵便にてご送付ください。

〒103-0024 住所：東京都中央区日本橋小舟町9-18 エミネント人形町ビル8F ブレイブ少額短期保険株式会社 お客様相談窓口

＜電磁的方法（電子メールを含む）によるご通知の場合＞

上記①～④を電子メール本文等に記載のうえ、保険申込み時に登録したメールアドレスより、以下の宛先にご通知くだ

さい。

電子メール宛先 : info@brave-ss.co.jp

- ・クーリングオフによる保険料の返れい

クーリングオフをされた場合には、すでにお支払いいただいた保険料の返れいの手続きを当社よりご連絡し、手続き終了後返れいします。また、当社および取扱代理店は、クーリングオフによる損害賠償または違約金は一切請求しません。

＜契約締結後におけるご注意事項＞

1.通知義務

注意喚起情報

保険契約のご締結の後、以下の事項に変更が生じた場合、または、その発生を知った場合には、保険契約者または被保険者は、遅滞なく、その旨を当社に通知しなければなりません。

①保険契約者または被保険者に係る事項

- ・保険契約者が死亡した場合
- ・被保険者が死亡した場合
- ・保険契約者または被保険者のいずれかの居住地（※）が日本国内でなくなった事実
(※) 法人または個人事業主の場合は事務所の所在地
- ・保険契約者または被保険者が次のいずれかに該当することとなった事実
 - 反社会的勢力等
 - 暴力的な要求行為または法的に認められる正当な権利の範囲を明らかに超えた不当な要求を行うことで、刑法または特別刑法上の罪を犯し、懲役・禁錮または罰金の刑(執行猶予を含む。)に処せられた場合

②対象事件に係る事項

- ・事件の事務処理を委任する弁護士が決定したときは当該決定に関する事項及びプラン変更の要否に関する事項
- ・弁護士に事件の事務処理を委任した場合は当該委任に関する事項
- ・対象事件受任弁護士との委任が中途終了した場合は当該中途終了に関する事項
- ・対象事件について告知した事項に訂正がある場合は当該訂正に関する事項
- ・相手方から、権利保護費用の合計額を超える和解案の提示があった場合は当該和解案に関する事項
- ・権利保護費用の合計額を超える判決、裁判上の和解案、調停案について、相手方から異議申し立てがなかった場合は当該異議申し立てがなかった事実に関する事項
- ・判決が確定した時、または裁判上の和解、調停もしくは書面による合意が成立した場合は当該成立した事実に関する事項
- ・法的手続き形態の移行の場合は当該移行に関する事項
- ・調停、訴え等の取下げまたは請求の認諾・放棄もしくは撤回の場合は当該事実に関する事項
- ・訴えの変更、反訴、中間確認の訴えの提起の場合は当該事実に関する事項
- ・事件の進捗状況に関する当社からの情報提供要請の場合は当該情報提供に関する事項

2.保険事故の通知**注意喚起情報**

保険契約者または被保険者は、損害が生じたことを知った場合は、損害の発生ならびに他の保険契約等の有無及び内容（既に他の保険契約等から保険金または共済金の支払を受けた場合には、その事実を含みます。）を当社に遅滞なく通知しなければなりません。

3.保険契約の条件変更**契約概要**

プラン変更の手続きはありません。

4.保険契約の解約**注意喚起情報**

この保険契約について、保険契約者は、いつでもこの保険契約を解約することができるものとします。ただし、保険金請求権の上に質権または譲渡担保権が設定されている場合は、質権者または譲渡担保権者の書面による同意を得た後でなければ行使できないものとします。保険契約者が解約請求するときは、当社所定の解約請求書を当社の本店または指定した場所に提出するものとします。

5.保険契約の終了**注意喚起情報**

この保険契約が終了する主な場合は次のとおりです。（※）詳しくは約款をご確認ください。

- ①当社が支払った権利確定時保険金の額が保険契約確認証に記載の保険金額に達したとき
- ②当社が回収終結時保険金を支払ったとき
- ③相手方から回収できた額（経済的利益（回収）の額）が、要した費用の合計額と保険金額のいずれか少ない額、以上の額となったとき

6.保険契約の失効**注意喚起情報**

弁護士と契約締結後、権利確定時保険金の保険事故に係る事実の要件を満たさない状態で委任契約が終了したとき

（※）は、この保険契約は失効します。

（※）相手方への請求の目的を達成せずに被保険者の意思などにより相手方への請求を取りやめたときを含みます。

7.解約返戻金**契約概要**

保険契約が保険期間満了日前に終了した場合、当社が返金する金額は、次の算式により算出した金額とします。

$$\cdot \text{一時払いをした保険料} \times (24 - \text{経過月数} (\text{※1})) \div 24 (\text{※2})$$

※1 保険契約の始期日から終了日までの期間とし、1か月末満は切り上げて月単位とします。

※2 円単位を四捨五入して10円単位とした金額となります。

保険料の返還を行う事由は以下の場合となります。

- 保険契約を解約した場合
- 保険契約が失効した場合(弁護士と委任契約締結後、権利確定時保険金の保険事故に係る事実の要件を満たさない状態での委任契約が終了した場合)

- 保険契約に関する調査に係る解除を行った場合
- 告知義務違反による解除を行った場合
- 重大事由による解除を行った場合

8.保険契約の更新**契約概要**

保険契約の更新制度はありません。

9.満期返戻金・配当金**契約概要**

満期返戻金・契約者配当金はありません。

<その他留意事項>**1.引受けできる保険契約の範囲****注意喚起情報**

当社は、保険業法に規定する少額短期保険業者です。少額短期保険業者として以下の範囲内で保険の引受けを行います。

- ①保険期間が1年（損害保険は2年）以内であって、保険金額が保険業法施行令第1条の6に定める金額（損害保険は1,000万円）以下
- ②被保険者1名について引き受けるすべての保険の保険金額の合計額が1,000万円以下
- ③保険契約者1名について引き受けるすべての保険の保険金額の合計額が10億円以下

2.契約者保護機構について**注意喚起情報**

当社は、少額短期保険業者であり、「生命保険契約者保護機構」、「損害保険契約者保護機構」の加入対象ではなく、同機構が行う資金援助等の措置の適用はありません。

3.その他法令等でご注意いただきたい事項について**契約概要****注意喚起情報**

- ・当社は、当社の財務状況に照らして少額短期保険業の継続が困難になる蓋然性がある場合には、保険期間の残余期間の保険料の増額または保険金額の減額をおこなうことがあります。
- ・当社は、保険金支払事由が集中して発生し、その結果として保険金の支払に支障が生じた場合には、保険金を削減して支払うことがあります。

4.個人情報の取扱い

本保険契約に関する個人情報は、当社が保険引受の審査、本保険契約の履行のために利用するほか、当社が他の商品・サービスの提供のために利用することができます。また、上記の利用目的の達成に必要な範囲内で、業務委託先、保険金の請求・支払に関する関係先、再保険会社等に提供することができます。詳しくは、当社のホームページ(<https://brave-ss.co.jp/>)をご覧ください。

5.支払時情報交換制度

当社は、(社)日本少額短期保険協会、少額短期保険業者および、特定の損害保険会社とともに保険金等のお支払いま

たは、保険契約の解除、取消、もしくは無効の判断の参考とすることを目的として、保険契約に関する所定の情報を相互照会しております。

(※)「支払時情報交換制度」に参加している各少額短期保険業者等の社名につきましては、(社)日本少額短期保険協会ホームページ (<http://www.shougakutanki.jp/>) をご参照ください。

6.カスタマーセンター

<保険商品に関する苦情等>

- ・お客様相談センター：0120-718-844

10:00～17:00 (土日祝日・年末年始を除きます)

<保険商品の内容・お申込み手続き等>

- ・契約サポートセンター：0120-515-516

10:00～17:00 (土日祝日・年末年始を除きます)

<保険事故のご連絡・保険金請求>

- ・事故受付センター：0120-387-337

10:00～17:00 (土日祝日・年末年始を除きます)

7.指定紛争解決機関

注意喚起情報

当社との間で問題解決できない場合には、当社加入協会の一般社団法人日本少額短期保険協会「少額短期ほけん相談室」(指定紛争解決機関)に解決の申し立てをおこなうことができます。

一般社団法人日本少額短期保険協会

電話(フリーダイヤル)：0120-82-1144

受付時間平日 9:00～12:00、13:00～17:00

(土日祝日年末年始は除く)